

特定非営利活動法人てらこ寺子定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人てらこ寺子という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市民を中心とする会員個々が有する経験や知識技能の相互共有・相互学習および社会に対する影響発揮の場を提供し、その活動を通じて利用者の生活の充実・質改善を実現するとともに、地域の活性化や地域課題の解決に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 日本語等語学教室等の開催
- (2) フリーマーケット活動
- (3) 文化、芸術等を通じた国際交流活動
- (4) 海外から来日した児童・家族の生活支援事業
- (5) セカンドライフの生活の質改善につながる学習会等の開催
- (6) 高齢者等の IT 活用支援活動
- (7) 子育て支援活動
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助・利用の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総会出席者の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて

含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。た

だし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 入会金及び会費の額

- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 理事の職務
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその

旨を付記すること。)

- (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所において閲覧に供する方法により行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	白谷 祥代
理事	井口 佳代子
同	倉田 祥子
監事	兼氏 敏幸
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2026年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。なお、本法人の設立時社員は、入会金および初年度年会費を免除する。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	5,000 円	50,000 円
② 年会費	3,000 円	50,000 円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0 円	30,000 円
② 年会費	3,000 円	30,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人てらこ寺子

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	しらたに さちよ 白谷 祥代		有
理事	いぐち かよこ 井口 佳代子		無
理事	くらた しょうこ 倉田 祥子		無
監事	かねうじ としゆき 兼氏 敏幸		無

設立趣旨書

1 趣 旨

―課題認識―

- 多くの女性は、子育てが一段落して社会復帰したいと考える中で、なかなかそれが果たせないと訴える声が多くあります。実は高い語学力や楽器の演奏、料理学校で学んだ製菓技術、生け花や書道など、多岐にわたる能力を持ち合わせた方々が数多くいるにも関わらず、それが必要とされていることに気付いていない又は発揮の機会を持ってないことにより、その能力が埋もれている状況を目にしてきました。
- また、高齢者世代においても、これまでの生活で培ってきた様々な経験や知識がありながら、十分に社会還元されることなく、埋もれている現状があります。中には地域社会との関りが薄れ孤立化が懸念される状況もあります。
- さらに、増加する外国籍の住民が、地域住民とのつながりを持ってないことにより起こりうる諸問題もあります。例えば、海外から来た子供たちは、言葉の壁等により、学校内外での生活を円滑に送ることができないケースがあります。他にも、配偶者が日中職場に行き、子供たちは登校する中で、独り行き場がなく孤立化している方も目にしてきました。
- こうした課題を抱え続けると、社会全体で機会損失や活力の低下につながります。それを防止するために、「多様な市民個々の力を引き出して、生活の充実と質向上を図りつつ、地域課題の解決や地域活性化に結びつけること」が当法人の活動目標になります。

―活動実績―

- 上記課題認識のもと、2022年から「サードプレイス寺子てらこ」と称し相互学習・相互啓発活動を展開してきました。各人が持つ技術や知識を講師として供給してもらい、享受した側もまた違う分野での技術や知識を他の人に提供してほしい。寺子屋で師匠が寺子に手習いを指導するのではなく、「寺子が寺子に指導をする、相互学習・相互啓発の場」を目指して活動してきました。
- 特に国際都市神戸においては、海外にルーツを持つ住民が地域により良く馴染み、良い影響を発揮してもらうことが重要と考え、その一環で子供たちへの日本語指導等に注力してきました。
- 社員各人も、これまで教育現場やそれぞれの分野で、上記同様の問題意識をもって豊富な経験を積んできた、あるいは強い賛同の意識を持っています。

―法人化背景と展望―

- 従来はメンバー個々がそれぞれの分野で活動してきましたが、より社会的信頼を得て、地域や他団体また行政とも連携し活動をより充実したものにするためには、組織化/法人化が必要と考えるに至りました。また、当法人の活動目標は上記の通りであり、営利を追求するものではないことから、形態としてはNPO法人化を進めるに至りました。
- 法人化が実現した暁には、メンバー相互の連携を深めてシナジー効果を発揮しつつ、地域や他団体また行政との連携により社会により良い効果をもたらして参ります。

2 申請に至るまでの経過

2022年12月 サードプレイス寺子てらこ活動開始

2023年2月 ひょうごボランタリープラザ登録

2024年11月 NPO 法人化検討開始

2025年3～5月 会員間で法人化の意思確認

2025年5月 NPO 法人化発起人会開催

2025年6月 設立総会開催

2025年6月24日

特定非営利活動法人てらこ寺子
設立代表者

氏名 白谷祥代

令和7年度の事業計画書
法人設立の日から令和8年8月31日まで

特定非営利活動法人てらこ寺子

1. 基本方針

法人設立を機に、これまで社員各人が行ってきた活動をより組織的に展開しつつ、法人化によるシナジー効果の把握、利用者のニーズ把握、地元行政の方針（支援方針含む）の研究理解を進め、以降の事業拡大のベースを作ることを基本方針とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

事業名	プロジェクト内容 (具体的事業内容)	実施時期	実施場所	従業者の 予定人数	受益対象者及び予 定人数
日本語等語学教室等の開催、海外から来日した児童・家族の生活支援事業	日本語指導	随時	兵庫県内・オンライン	3名	日本語学習支援を要する在住外国人等、不特定多数
フリーマーケット活動	フリーマーケットを通じたサステナブル志向の啓蒙や実践	随時	兵庫県内	3名	フリーマーケット参加者・利用者等、不特定多数
高齢者等のIT活用支援活動	IT教室（高齢者向け）	随時	兵庫県内	2名	ITを活用し生活の質向上を図りたい地域の高齢者、不特定多数
セカンドライフの生活の質改善につながる学習会等の開催	健康教室	随時	兵庫県内	2名	健康に課題意識を抱える利用者、不特定多数
文化・芸術等を通じた国際交流活動	手芸教室	随時	兵庫県内	2名	手芸に関心ある利用者および手芸を通じた異文化理解に関心ある利用者、不特定多数
文化・芸術等を通じた国際交流活動	外国語サロン	随時	兵庫県内	2名	外国語に関心ある利用者、不特定多数
子育て支援事業	親子イベントの開催	随時	兵庫県内	3名	子育てサポートを必要とする利用者、不特定多数
その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号～第7号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 11月
- ②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局スタッフ：白谷千尋（ボランティア）

令和 8 年度の事業計画書
令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

特定非営利活動法人てらこ寺子

1. 基本方針

初年度実績・経験を踏まえつつ、これまで社員各人が行ってきた活動をより組織的に展開し、法人化によるシナジー効果の把握、利用者のニーズ把握、地元行政の方針（支援方針含む）の研究理解を進め、以降の事業拡大のベースを作ることを基本方針とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

事業名	プロジェクト内容 (具体的事業内容)	実施時期	実施場所	従業者の 予定人数	受益対象者及び予 定人数
日本語等語学教室等の開催、海外から来日した児童・家族の生活支援事業	日本語指導	随時	兵庫県内・オンライン	3名	日本語学習支援を要する在住外国人等、不特定多数
フリーマーケット活動	フリーマーケットを通じたサステナブル志向の啓蒙や実践	随時	兵庫県内	3名	フリーマーケット参加者・利用者等、不特定多数
高齢者等の IT 活用支援活動	IT 教室（高齢者向け）	随時	兵庫県内	2名	IT を活用し生活の質向上を図りたい地域の高齢者、不特定多数
セカンドライフの生活の質改善につながる学習会等の開催	健康教室	随時	兵庫県内	2名	健康に課題意識を抱える利用者、不特定多数
文化・芸術等を通じた国際交流活動	手芸教室	随時	兵庫県内	2名	手芸に関心ある利用者および手芸を通じた異文化理解に関心ある利用者、不特定多数
文化・芸術等を通じた国際交流活動	外国語サロン	随時	兵庫県内	2名	外国語に関心ある利用者、不特定多数
子育て支援事業	親子イベントの開催	随時	兵庫県内	3名	子育てサポートを必要とする利用者、不特定多数
その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第 5 条第 1 号～第 7 号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第 3 条及び第 4 条に規定する範囲において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 11月
- ②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局スタッフ：白谷千尋（ボランティア）

令和7年度活動予算書
 成立の日から令和8年8月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費	30,000	54,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	150,000	150,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
日本語指導事業収益	60,000		
フリーマーケット事業収益	15,000		
IT教室事業収益	7,500		
健康教室事業収益	7,500		
手芸教室事業収益	7,500		
外国語サロン事業収益	7,500	105,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			309,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	11,100		
印刷費	29,100		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	51,000		
会議費	21,000		
その他	0		
その他経費計	112,200		
事業費計		112,200	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
賃借料	120,000		
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
旅費交通費	10,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	10,000		
租税公課	0		
その他	0		
その他経費計	140,000		
管理費計		140,000	
経常費用計			252,200
当期正味財産増減額			56,800
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			56,800

令和8年度活動予算書

令和8年9月1日から令和9年8月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1.	受取会費		
	正会員受取会費	94,000	
	賛助会員受取会費	60,000	154,000
2.	受取寄付金		
	受取寄付金	0	0
3.	受取助成金等		
	受取地方公共団体助成金	0	
	受取民間助成金	0	0
4.	事業収益		
	日本語指導事業収益	60,000	
	フリーマーケット事業収益	15,000	
	IT教室事業収益	7,500	
	健康教室事業収益	7,500	
	手芸教室事業収益	7,500	
	外国語サロン事業収益	7,500	105,000
5.	その他収益		
	受取利息	0	
	雑収益	0	0
	経常収益計		259,000
II 経常費用			
1.	事業費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	0	
	給与手当	0	
	法定福利費	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費		
	講師謝金	0	
	消耗品費	11,100	
	印刷費	29,100	
	通信費	0	
	保険料	0	
	会場費	51,000	
	会議費	21,000	
	その他	0	
	その他経費計	112,200	
	事業費計		112,200
2.	管理費		
	(1) 人件費		
	役員報酬	0	
	給与手当	0	
	法定福利費	0	
	人件費計	0	
	(2) その他経費		
	賃借料	120,000	
	消耗品費	0	
	印刷費	0	
	通信費	0	
	旅費交通費	10,000	
	光熱水費	0	
	保険料	0	
	会議費	10,000	
	租税公課	0	

その他	0		
その他経費計	140,000		
管理費計		140,000	
経常費用計			252,200
当期正味財産増減額			6,800
前期末正味財産額			56,800
次期繰越正味財産額			63,600